

LS 前期転入
---------

受験番号	
------	--

2012 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 憲法・民法・刑法

(180分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

次の事例を読んで、下記の設問に答えなさい。

芸術家であるAは、天皇の写真を題材にしながら、それに東西の名画・解剖図・家具・裸婦・頭がい骨等の素材を貼り合わせた、いわゆる天皇コラージュ連作版画（以下、「本件作品」という。）を制作した。

B県立近代美術館は、本件作品を購入し、一般展示するとともに、本件作品等を収録した図録（以下、「本件図録」という。）を100冊制作し、その一部を収蔵していた。しかし、B県議会において、ある議員が本件作品を見て不快感を催したとしてこれを問題にして以来、特定の団体から本件作品は不敬である等の抗議が活発化し、本件図録の破棄や美術館長の辞任を要求する街宣活動が連日なされるようになった。また、B県立図書館内に蔵書されていた本件図録が破られるという事件も発生した。このため、B県近代美術館は、本件作品の一般展示をやめ、本件図録も非売品とした。

著名な美術品評論家であるXは、インターネット掲示板で本件作品の存在を知った。その芸術的価値の高さが評判になっていたこともあり、機会があれば、是非とも本件作品を観覧したいと考えていた。しかし、XがB県立近代美術館を訪問した時は、すでに、本件作品の一般展示が中止されていたので、Xは、B県立近代美術館条例10条に基づく特別観覧を申請した（以下、「本件申請」という。）（【参考資料1】）。これに対して、B県立近代美術館を所管するB県教育委員会は、本件申請を不許可とし、また、Xによる本件図録の公開及び売却請求にも応じなかった。

### 【参考資料1】B県立美術館条例

第2条（設置） 県民の美術に関する知識の普及及び教養の向上に資するため、B県立美術館を設置する。

第4条（事業） 美術館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 美術品及び美術に関する図書、文献、模写、模造、写真、フィルム等の資料を収集し、補完し、及び展示することならびに美術資料を利用させること。
- 二 美術品に関する案内書、解説書、目録、図録、年表、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 三～四 （略）
- 五 前各号に掲げるもののほか、県民の美術に関する知識の普及及び教養の向上に資するために必要な事業

第10条（特別観覧） 美術館に展示し、又は保管している美術品について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、美術品の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。
- 3 第1項の許可を受けた者は、1回1点につき、4000円の範囲内で知事が定める金額の特別観覧料を納めなければならない。

### 【参考資料2】地方自治法

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

〔設問〕

1. 「知る権利」に憲法上の保護が及ぶか否かについて、理由とともに簡単に説明しなさい。
2. 本件作品および本件図録を観覧する権利の保障を、憲法上の権利として、憲法から直接導くことができるかについて、理由とともに簡単に説明しなさい。
3. 地方自治法244条2項の「正当な理由」の有無を判断するに際して、どのような事柄を考慮する必要があるかを、泉佐野市民会館使用不許可事件等の例を参考にしつつ、答えなさい。
4. あなたがXの訴訟代理人であるとした場合、本件申請の不許可処分に関してどのような憲法上の主張を行うか、論じなさい。

## 専門論文試験 民法

Aは、神戸市東灘区内の賃貸マンションに居住していたが、同区内を散歩中、「売家（土地は借地）2500万円」という貼り紙がされた居宅を見つけた。Aは、この建物（本件建物）を購入するとともに、敷地（本件土地）の所有者に承諾料を支払って同人から賃借権譲渡についての承諾を得たいと考えた。もっとも、Aは、昼間は会社に勤務していたので、長男のBにその交渉から契約の締結までを任せることとし、平成23年5月1日、①本件建物の売買契約、②本件土地所有者に承諾料を支払って本件土地の賃借権譲渡についての承諾を得ることについての代理権をBに授与する旨の委任状を作成して、これをBに交付した。Bが不動産会社に赴いて事情を聞いたところ、土地の所有者はCで、Aと多少の面識があることが判明した。そこで、Aは、Cとの交渉は自分でやることとし、同月10日、Bに対し、その旨を話して、本件建物の売買契約締結だけをBに代理させることとし、Bもいったんはこれを承諾した。

しかし、Bは、Cとの交渉も自分がした方がうまく話をまとめられると考え、前記の委任状を示したうえCと交渉し、同年6月1日、Aの代理人として、Cとの間で、①Aは同月30日までにCに承諾料500万円を支払うこと、②Cは本件土地賃借権のAへの譲渡を承諾することを合意した。

（設問1）

CがAに対し承諾料500万円の支払を求めるために、どのような法律構成をとることが考えられるか。考えられる法律構成を2つ示し、それぞれの要件を検討しなさい。

（設問2）

CがBに対し承諾料500万円の支払を求めるために、どのような法律構成をとることが考えられるか。考えられる法律構成を示し、その要件を検討しなさい。

## 専門論文試験 刑法

### 〔問題〕

以下の【事例】に基づき、甲、乙、丙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい(特別法違反の点を除く。)

### 【事例】

- (1) X暴力団員の甲は、無店舗型個人営業の宝石商 A が 3 億円の売値をつけて売りに出している有名なダイヤモンド「クール・アンド・ビューティー」を手に入れたいと願ったが、3 億円もの大金を用意することはできなかった。そこで、知人の宝石商であり、X暴力団とも親交のある乙の協力のもと、宝石取引を口実に A をおびき出し、A を殺害してこれを不法に入手しようと考えた。そこで、1000 万円の報酬の用意があることを付言しつつ、その意向を乙に伝えた。多額の借金を抱えていた乙は、「なるほど、A を殺してダイヤを奪うわけですね。協力しましょう」と言って了承した。
- (2) 乙は、A に電話し、「クール・アンド・ビューティー」を買いたいと言っている資産家 B (虚名) がいるが、B は家人にこの取引を秘密にしているので、どこか適当なホテル内で取引したい旨の希望を伝えたところ、A はこれを了承し、取引場所は神戸市内にある C ホテルではどうかと提案し、乙はこれを了承した。
- (3) 乙は、かねてより面倒をみてやっており、乙の頼みを嫌とは言えない関係になっていた丙にも声をかけ、C ホテルまでの往復の運転手と見張り役をするよう依頼したところ、丙はこれを渋っていたが、乙から「おまえの娘を風俗店に売り飛ばされたいのか」などと脅されたため、しぶしぶこれを了承した。
- (4) 平成 22 年 11 月 20 日、乙は、丙の運転で下見に向かう車の中で、甲に対し、「A は C ホテルに呼び出します。2 部屋とって 1 つに A を入れますから、もう 1 つの部屋には甲さんが隠れていて下さい。私が相手の部屋に行きしばらく話をしたのち、甲さんに合図するまで、そこにいて下さい。私が相手の部屋で物を取り、その部屋を出たあと甲さんの部屋に行って合図しますから、そのあと甲さんは入れ替わりに相手の部屋に入って相手をやって下さい」と言って犯行手順を説明し、甲もこれに同意した。
- (5) 翌 21 日午前、乙は A を C ホテル 303 号室に案内し、同人の持参した「クール・アンド・ビューティー」を確認し、値段を再度尋ねた後、先方(買主)と話をしてくると言って、通路をはさんで向かいあう 309 号室に行きそこで待機している甲、丙と会ってから再び 303 号室に戻った。そして、A に対し「先方は、品物を受け取って本物かどうかを自分で確認するまでは、金を渡せないと言っている」と告げると、A は「こっちも金を見ないことには渡せない」と答えてしばらくやりとりが続いた。しばらくして、A が譲歩し、「なら、これあんたに預ける」と言いながら乙に「クール・アンド・ビューティー」を渡したので、乙は A に「ちょっと待ってて」と言い、303 号室を出て、そこにたまたまいた丙にダイヤを持たせて 309 号室に行き、甲に対し「行ってください」と述べて、303 号室に行くように指示し、丙の運転で逃走した。
- (6) 甲は、ホテルから丙の運転する車が発進するのを見届けた後、303 号室に入り、至近距離から A めがけて拳銃で弾丸 5 発を発射したところ、A は出血多量により、即死した。

以上